

りそな中国A株50ファンド

愛称 双喜 (そうき)

投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／株式



商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそな中国A株50ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年5月22日に関東財務局長に提出し、平成27年5月23日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日:1986年2月25日

資本金:1,550百万円(2015年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 720,064百万円(2015年9月末現在)

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

■ 電話番号: 03-5290-3519

(受付時間: 営業日の午前 9 時～午後 5 時)

■ ホームページ: <http://www.sjnk-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

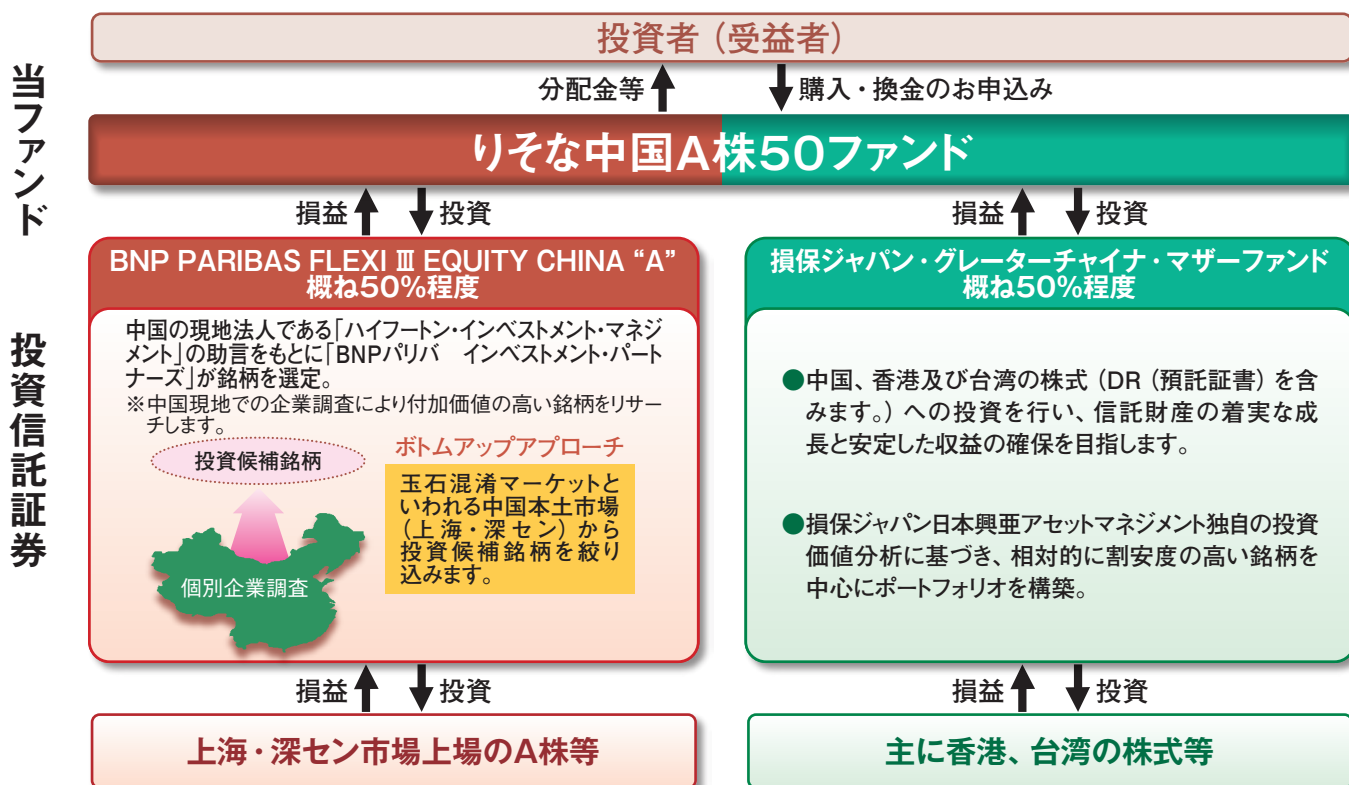
1 当ファンドは、主として「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」に概ね各50%程度投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ◆「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」は、中国の取引所に上場する人民元建株式（A株）等に投資する投資信託証券です。
- ◆「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」は、主に中国、香港、台湾での株式等に投資する投資信託証券です。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。
- ※当ファンドが主要投資対象とする「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」の売買は原則として週1回となること等から、当ファンドへの追加設定、解約、組入れ投資信託証券の時価の変動等に対応したりバランス等によるポートフォリオの構築に時間がかかること等があり、基準とする資産配分比率から、大きく乖離することがあります。
- ※資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。

2 「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の運用は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

中国経済について

・中国は約13億人^{※1}を有する人口最多の国家

※1 2015年9月時点

・「内需拡大」と「外需拡大」の両輪による経済成長が期待

○ **内需拡大**：都市部の拡大、インフラ投資の拡大、消費の拡大

○ **外需拡大**：貿易黒字拡大、世界有数の外貨準備高

・2015～2018年の年平均GDP成長率(予測)は6.3%^{※2}

※2 年平均GDP成長率(予測)は、IMFデータを基に単純平均したものです。

出所:IMF World Economic Outlook Database, October 2015

・データは、過去の実績および予測を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

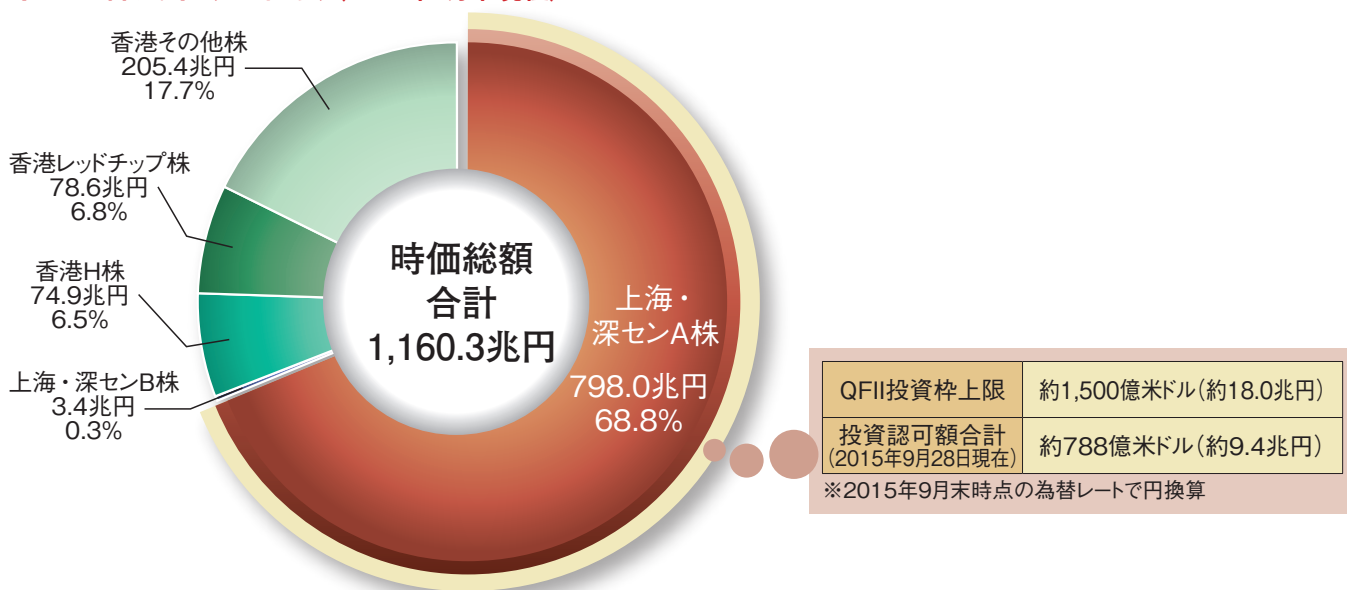
中国A株市場について

中国A株への投資を通じて、成長力の高い企業の発掘を目指します。また、香港H株に比べて内需関連の銘柄が多いことが特徴的です。

中国A株は、中国国外の投資家にとって『QFII制度[※]』を通じてのみ投資可能な『人民元建ての中国本土市場の株式』です。

※QFII(適格外国機関投資家)制度は、中国证券监督管理委员会の認可を受けた中国国外の機関投資家についてのみ、中国国内への投資を認める制度です。

中国の株式市場の概要 (2015年9月末現在)



※端数処理の関係上、合計が100%とならない場合があります。

種類	上海・深セン		香港		
	A株	B株	H株	レッドチップ株	その他株
取引通貨	中国人民元	上海:米ドル 深セン:香港ドル	香港ドル		
銘柄数	2,778	103	212	144	1,460
概要	中国国内投資家向けに発行された、中国本土で法人登記した企業の株式。2002年12月よりQFII制度を通じて中国国外投資家も投資可能。	中国国外投資家向けに発行された、中国本土で法人登記した企業の株式。2001年2月より中国国内投資家にも開放。	中国本土で法人登記された企業の株式。	香港設立の中国本土系企業の株式。	H株とレッドチップ株以外の株式。
中国国外の投資家	原則投資不可(除くQFII)	原則、自由に投資可			

出所:Bloombergおよび香港証券取引所(2015年9月末現在)

ファンドの目的・特色

人民元の推移について(2004年1月末～2015年9月末)



出所: Bloomberg

・グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

香港株等について

香港株式市場は、グローバルに開かれたアジアでも有数のマーケットです。



中国経済は高成長が期待される一方、QFII投資認可額は中国全体の市場規模と比較して僅かであることから、今後もグローバルに開かれた香港市場への中国国外の投資家による資金流入は続くものと期待されます。

グローバルな視点で評価された企業が多く上場

- 香港市場上場企業は、一般的に中国A株企業と比較して、グローバル・スタンダードでの情報開示が行われている点やグローバルに活躍する大企業が多い点が特徴といえます。
- 中国A株が、主に『中国国内の個人投資家』に投資されているのに対して、香港株は、洗練された『グローバルな投資家』によって投資されています。

当ファンドは中国A株と香港株等を合わせた中国全市場を投資対象とすることができ、中国の高い経済成長を幅広く享受することを目指します。

中国主要株式指標の推移(2008年9月末～2015年9月末)



出所: Bloomberg

・2008年9月末の数値を100として指数化したものです。

・グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバグループの資産運用部門
- 35カ国に拠点を有し、約3,100名のスタッフを配置
- 資産運用残高:5,320億ユーロ(約73兆円)

(2015年6月末現在)

ハイフートン・インベストメント・マネジメント

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルな運用会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」との合弁運用会社。
- 2003年4月に設立。中国で初の外資系合弁の資産運用会社。
- 上海拠点。資産運用残高:1,409億人民元(約2.8兆円)。
- 2004年QFII向けファンドの運用開始。

(2015年6月末現在)

主な投資制限

- ◆ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ◆ 株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆ デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆ 株式への直接投資は行いません。
- ◆ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時(原則として2月、8月の各23日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	主として上海、深セン市場に上場する中国企業の株式へ投資します。投資の一部として、中国国債、中国企業発行の社債等に投資することもあります。 ※個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
主な投資制限	①有価証券、短期資産、その他の金融資産の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.345%(管理報酬等含む。)
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。
当ファンドでの組入割合	概ね50%程度
投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) ◆ファンドの運用を行います。
副投資顧問会社	HFT Investment Management (HK) Limited(ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) ◆投資顧問会社の委託を受けて、ファンドの運用を行います。
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エー) ◆ファンドの事務管理等を行います。
保管銀行兼 副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店) ◆ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。
投資助言会社	HFT INVESTMENT MANAGEMENT CO., LTD. (ハイフートン・インベストメント・マネジメント) ◆ファンドの投資運用に対する助言を行います。

※上記の内容は、平成27年9月末現在のものであり、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
主な投資対象	中国、香港及び台湾の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
投資態度	①中国、香港及び台湾の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ②銘柄選択にあたっては、本来の投資価値に対して市場価格が割安となっていると考えられる銘柄に投資します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成22年2月24日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年2月23日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
当ファンドでの組入割合	概ね50%程度
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

◆中国証券市場の制度等に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII(適格外国機関投資家)の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。

また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由として、海外への送金規制(または海外からの投資規制)等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

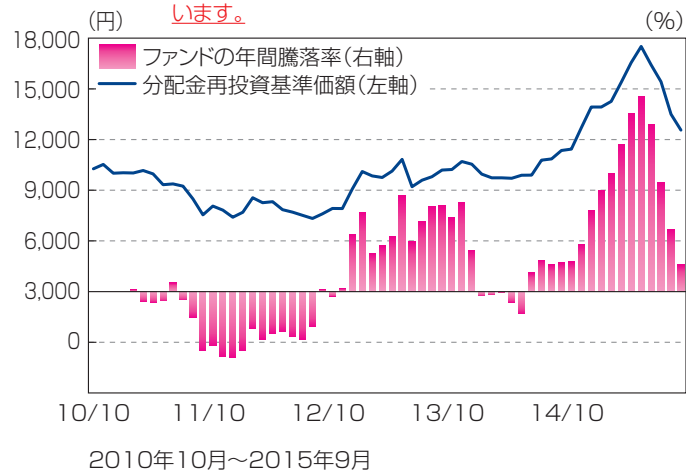
《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

《参考情報》

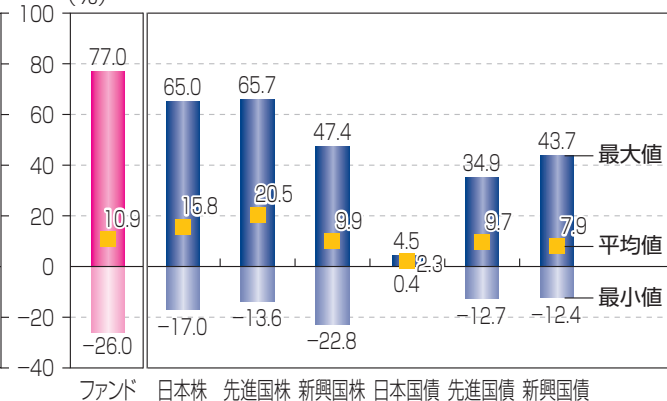
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※ファンドの年間騰落率は、計算可能な期間より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご注意ください。



ファンド : 2011年2月～2015年9月
代表的な資産クラス: 2010年10月～2015年9月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

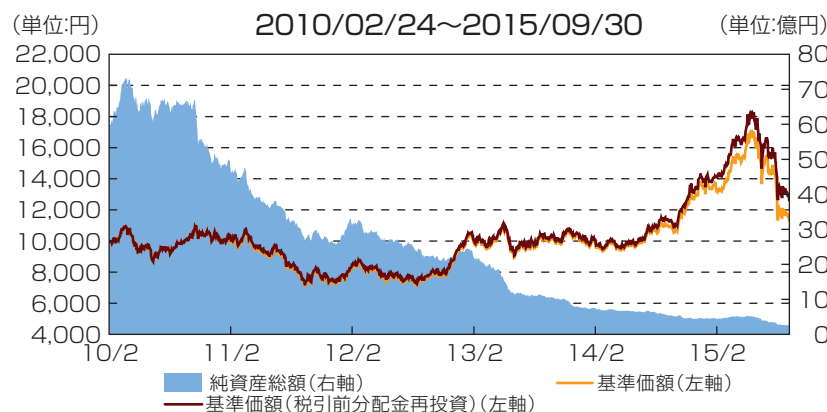
- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
- 日本国債…NOMURA-BPI 国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

(基準日:2015年9月30日)

基準価額・純資産の推移



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	11,256円
純資産総額	2.49億円

分配の推移

2013年08月	0円
2014年02月	0円
2014年08月	200円
2015年02月	500円
2015年08月	500円
設定来累計	1,350円

- 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

りそな中国A株50ファンド

資産別構成	資産の種類	純資産比
	損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド	50.34%
	BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA A I Plus category	44.20%
	コール・ローン等	5.46%
	合計	100.00%

《主要投資対象の投資信託証券の運用状況》

BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”

BNPパリバ インベストメント・パートナーズが作成したデータを掲載しております。

資産別構成	資産の種類	純資産比
	株式等	92.2%
	現金等	7.8%
	合計	100.0%

組入上位10銘柄		銘柄名	業種	市場	純資産比
	1	招商局地産	金融	深センA株	6.3%
	2	中国平安保険(集団)	金融	上海A株	5.5%
	3	国藥集團薬業	ヘルスケア	上海A株	5.0%
	4	内蒙古伊利実業集団	生活必需品	上海A株	4.8%
	5	深セン華僑城	一般消費財・サービス	深センA株	4.0%
	6	特変電工	資本財・サービス	上海A株	3.7%
	7	麗珠医薬集団	ヘルスケア	深センA株	3.7%
	8	万科企業	金融	深センA株	3.7%
	9	上海城投控股	金融	上海A株	3.4%
	10	上海愛建集団	金融	上海A株	2.9%
	銘柄数			47銘柄	

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 ※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

運用実績

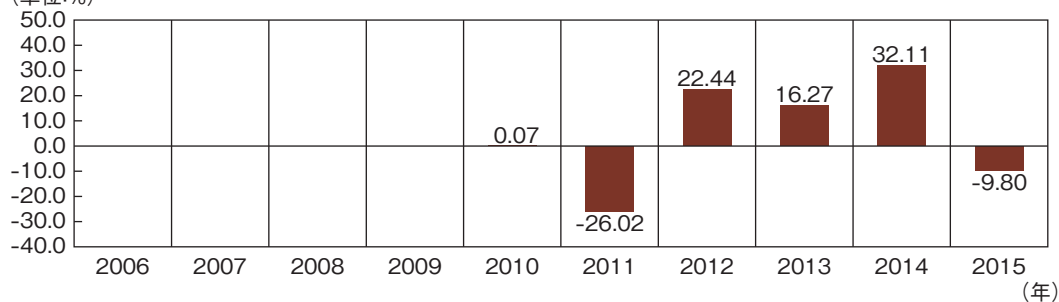
損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド

資産別構成	資産の種類	純資産比
	株式	88.22%
	コール・ローン等	11.78%
	合計	100.00%

組入上位10銘柄		銘柄名	通貨	発行国／地域	業種	純資産比
	1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾ドル	台湾	情報技術	7.0%
	2	CHINA MOBILE LTD	香港ドル	香港	電気通信サービス	5.7%
	3	TENCENT HOLDINGS LTD	香港ドル	香港	情報技術	4.6%
	4	AIA GROUP LTD	香港ドル	香港	金融	4.4%
	5	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	香港ドル	中国	金融	4.3%
	6	CK HUTCHISON HOLDINGS	香港ドル	香港	金融	3.9%
	7	IND & COMM BK OF CHINA - H	香港ドル	中国	金融	3.5%
	8	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	香港ドル	中国	金融	3.0%
	9	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾ドル	台湾	情報技術	2.4%
	10	HENGAN INTL GROUP CO LTD	香港ドル	香港	生活必需品	2.3%
	銘柄数			47銘柄		

年間収益率の推移（暦年ベース）

(単位:%)



- ファンドの年間収益率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2010年は設定日(2月24日)から年末、2015年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 ※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合※1、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※2その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※1いずれかの換金請求受付日において換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの換金請求受付日においてその換金請求受付日を含む過去5営業日における換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等をいいます。以下同じ。 ※2外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
購入の申込期間	平成27年5月23日から平成28年5月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成32年2月24日まで（設定日 平成22年2月24日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、2月、8月の各23日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	400億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料		購入価額に3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。		販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額		ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.2258%(税抜1.135%)を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。			運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社	年率0.375%(税抜)		ファンドの運用の対価	
	販売会社	年率0.70%(税抜)		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
	受託会社	年率0.06%(税抜)		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率1.345% ※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。			投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等	
実質的な運用管理費用(信託報酬)		ファンドの純資産総額に対して概ね1.8983%*(税込・年率)程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.2258%(税抜1.135%)に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率1.345%)を加算しております(当ファンドの運用方針に基づいて当該投資信託証券を概ね50%程度組入れた場合の概算です。)。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。			
その他の費用・手数料		以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ●監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00486%(税抜0.0045%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ●その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		・ 監査費用: 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用: 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用	

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間100万円(平成28年以降は年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度(ジュニアNISA)が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成27年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。